

4月分の請求結果を踏まえての 請求事務全般に関する 留意事項について

神奈川県保健福祉局
福祉部障害サービス課
事業支援グループ
平成27年6月18日

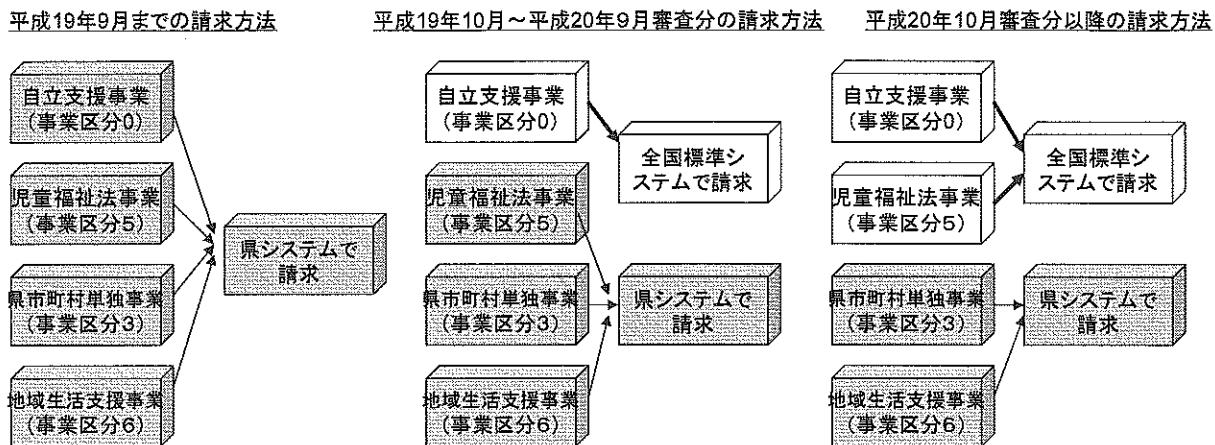
目次

本日お話させていただく内容

- 1 請求事務全般に関する留意事項について
 - (1)神奈川県における請求方法の推移、システム概要図
 - (2)請求事務に係る月例スケジュール
 - (3)警告・エラーの仕組み
 - (4)神奈川県における請求の状況
 - (5)27年度当初に多く見られた事項
 - (6)神奈川県において多く見られる警告・エラー、加算について(障害児・障害者)
 - (7)警告・エラーに係るお問い合わせ、過誤再請求など
 - (8)福祉か・介護職員処遇改善実績報告書

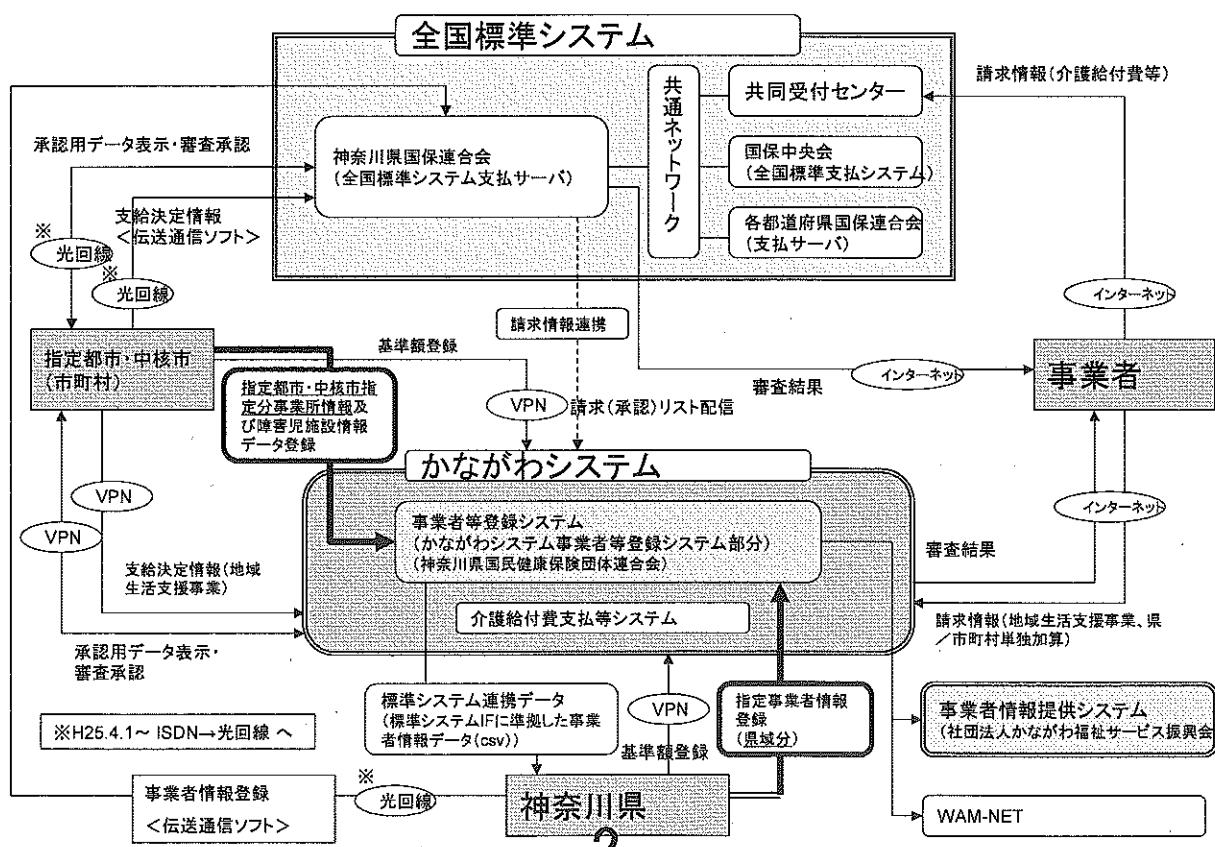
神奈川県における請求方法の推移

神奈川県では、各サービスの請求に対応するため、障害者総合支援給付費支払等システム(全国標準システム)と、かながわ自立支援給付費等支払システム(かながわシステム(県システム))を併用しています。



- 受給者台帳、事業所台帳、請求情報の受付期間は、毎月1日～10日です。
- 受付期間中は、全国標準システムは24時間稼動、県システムは1～9日は8:30～19:00、10日は8:30～17:00です。
- 県システムでは、請求期間中毎日エラーチェックを行います。全国標準システムでは、請求期間中の仮点検(概ね2回)、請求期間終了後の翌営業日に行われる受付点検でエラーチェックを行います。

システム構成図(主な部分)



請求事務の標準月例スケジュール

<請求事務の標準月例スケジュール>

【全国標準システム】

請求受付期間:毎月1日～10日(請求期間中は24時間受付)

点検:仮点検 → 請求期間中に2回実施

受付点検 → 請求受付期間終了直後の開庁日

一括点検 → 毎月16日頃

【かながわシステム】

請求受付期間:毎月1日～10日(システム稼働時間 8:30～19:00(10日は～17:00)

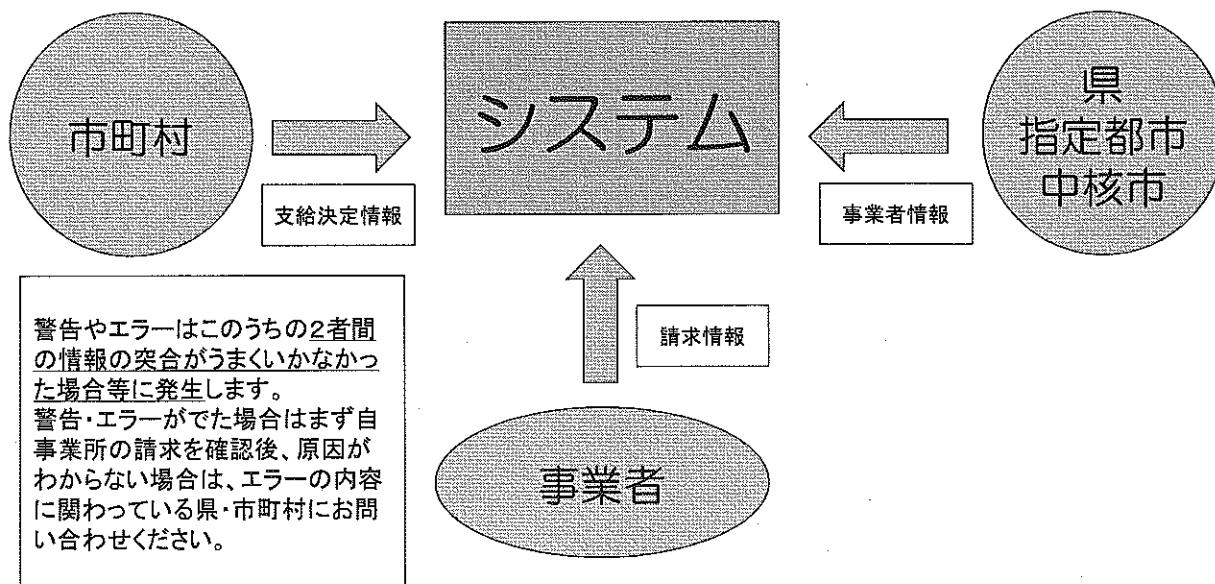
点検:請求情報を送信した日の夜間処理で行い、翌日に点検結果を通知

第4週に標準システムとの整合確認チェック(仮締め・本締め)

請求における警告・エラーの仕組みについて

(1)請求における警告・エラーは、①事業所の請求情報、②市町村の支給決定情報、③県・政令中核市の事業者情報の3者の送る情報の突合がうまくいかなかった時に発生します。

突合(とつごう)…突き合わせること



神奈川県における介護給付費等請求の状況

(1) 平成27年4月請求支払状況

事業所数	3, 218事業所(標準システム)
	1, 786事業所(かながわシステム)
請求件数	75, 939件(標準システム障害福祉サービス支払)
	28, 262件(かながわシステム受付分)

(2) 平成26年3月標準システム処理点検状況

	[障害福祉サービス]	[障害児支援]
警告件数	4, 490件	1, 051件
エラ一件数	1, 175件	519件
エラー率	1. 9%	2. 9%

27年度当初、神奈川県において多く見られた事項

<神奈川県において今年度当初多く見られた請求に関する事項>

- ・加算状況等が昨年度から変更しているにも関わらず、昨年度と同様の内容で請求した。
(異動等による担当者の交代、例月どおりの請求を行ったなど。)
- ・4月に提出した体制届のとおり請求していなかった。
(体制届の担当者と請求の担当者が違い、気づいていなかったなど。)
- ・体制届に記載した内容が間違っていた、不備があった。
(取れない加算等を体制届で届出し、請求をしたなど。)
- ・警告・エラーが出たが、仮点検の結果を見ずに修正しなかった。
(仮点検(5月8日)の結果後、明らかな請求誤りの際も修正されなかつたなど。)

障害児通所支援の請求事務に係る留意事項等

平成27年6月18日



神奈川県保健福祉局福祉部
障害サービス課施設福祉グループ

1 障害児通所支援の請求事務に係る留意事項等

<神奈川県において多く見られる警告・エラー>

【全国システム】

EE17: 地域区分コードが障害児施設台帳と一致しません

EE24 : 単位数単価が単価表の単位数単価と一致しません

PJ01: 定員区分の算定要件を満たしていません

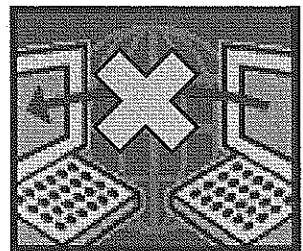
PJ61: 処遇改善加算のキャリアパスの算定区分が一致しません

EE68: 施設台帳に上限額管理事業所番号が無効又は存在しません

PJ47: 指導員加配加算の算定要件を満たしていません

PJ72: 開所時間減算の請求でありません

PJ73: 開所時間による減算区分と一致していません



請求に係る留意事項(障害児)①

- (1) EE17: 地域区分コードが障害児施設台帳と一致しません
- (2) EE24: 単位数単価が単位数表の単位数単価と一致しません

【原因】

地域区分が事業所台帳と不整合

単位数単価(1単位あたりの単価(円))が誤っているため、請求金額が不正

【対応】

地域区分を正しく設定する

→ 地域区分が誤っていると、関連する単位数単価も誤りとなる

※年度始めに地域区分が変更となっている場合があるので、4月分の請求時(5月請求)は要注意！！

請求に係る留意事項(障害児)②

- (3) PJ01: 定員区分の算定要件を満たしていません

【原因】

請求情報の定員区分と事業所台帳の定員区分が不一致の場合に発生する

Ex 児童発達支援10名、放課後等デイサービス10名という定員を設定し

1日の延べ利用者数が20名になる多機能型事業所の場合

- 報酬算定規模を「20名」で請求
- ✗ 報酬算定規模を「10名」で請求 ← 警告がでる

【対応】

・報酬算定上の定員区分を確認して、請求する

・報酬算定規模を10人とするためには、必要な人員配置を行い、人員の特例に拠らない多機能型事業所としての届出が必要。

請求に係る留意事項(障害児)③

(4) PJ61: 処遇改善加算のキャリアパスの算定区分が一致しません

【原因】

請求情報のキャリアパス区分と事業所台帳のキャリアパス区分が不一致の場合に発生
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) キャリアパス要件の全てに適合し、かつ定量的要
件に適合すること【新設】

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) キャリアパス要件Ⅰ又はⅡのどちらかを満たすこと
に加え、職場環境等要件を満たす場合
(旧加算Ⅰ)

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、職場環境等要件のいず
れかを満たす場合(旧加算Ⅱ)

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、職場環境等要件のいず
れも満たさない場合(旧加算Ⅲ)

【対応】

正しいキャリアパス区分で、請求する

請求に係る留意事項(障害児)④

(5) EE68: 施設台帳に上限額管理事業所番号が無効又は存在しません

【原因】

入力した上限額管理事業所番号が施設台帳に無い場合に発生する

Ex (1) 総合支援法のサービスである居宅介護や短期入所等を利用
(2) 児童福祉法のサービスである通所支援(児童発達支援等)を利用
→根拠法が異なる(1)と(2)を上限額管理することは出来ない！！
→総合支援法の指定事業所の番号を入力してエラーが出る場合が多い！！

【対応】

- ① 上限額管理をする必要があるかを確認する
- ② 上限額管理者には、児童福祉法の指定事業所番号を入力する

請求に係る留意事項(障害児)⑤

(6) PJ47:指導員加配加算の算定要件を満たしていません

【原因】

届出上は、「指導員加配加算(児童指導員以外)」となっているが、「指導員加配加算(児童指導員等)」として請求している

【対応】

「指導員加配加算(児童指導員以外)」なのか、「指導員加配加算(児童指導員等)」なのか、届出内容を再度確認する

指導員加配加算には、「指導員加配加算(児童指導員以外)」による加算と「指導員加配加算(児童指導員等)」の2種類があることに注意！

※「児童指導員等配置加算」の届出のみでは、「指導員加配加算(児童指導員等)」の対象とはならない。「指導員加配加算(児童指導員等)」の届出が別途必要になる。

※「児童指導員等配置加算」を算定していない事業所は、「指導員加配加算(児童指導員等)」を算定できない。

請求に係る留意事項(障害児)⑥

(8) PJ72:開所時間減算の請求でありません

【原因】

平日は開所時間減算に該当せず、休業日のみ開所時間減算に該当する場合でも、国の指導により、施設台帳には「開所時間減算あり」として登録している。それによって、当該警告がでている可能性がある。

【対応】

請求内容が開所時間減算に該当するものかどうか、再度確認する。

(9) PJ73:開所時間による減算区分と一致していません

【原因】

開所時間は4時間だが、「4時間未満」で請求している。

【対応】

開所時間が4時間の場合は「4時間以上6時間未満」で請求をする

請求に係る留意事項(障害児)⑦

(10)その他 加算に関するエラー・警告

【原因①】

県に届ける必要がある加算だが、届出をせずに加算の請求をした

→加算を請求するには、算定を開始する月の前月15日までに県(政令・中核市)に届け出なければならない。

【原因②】

定員区分(規模区分)ごとに請求コードが分かれている加算の場合

Ex 児童発達支援管理者専任加算等

→県(政令・中核市)に加算の届出をしていても、定員区分が誤りの場合、警告が出る

※請求上に誤りがない(もしくは分からぬ)が、エラー(警告)が出る場合は

県(政令・中核市)にお問い合わせ下さい。

【警告が出たときは】

支給決定市町村の判断により、支払が行われることがある。支払後に請求誤りが判明した場合、過誤処理が必要になる。警告が出たときも、請求に誤りがないか、改めて確認を！！

よくある質問事項(障害児)①

【質問】

学校の休日はどのように考えたらよいのか

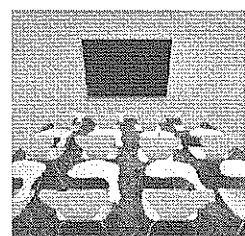
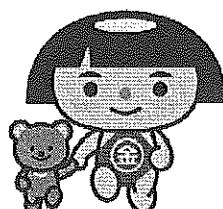
【回答】

休業日とは、公立学校においては、国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日、私立学校においては、当該学校の学則で定める日とされています。

また、台風やインフルエンザ等により臨時休校となった日も休業日となります。

学校全体が休みの日が基本となり、特定の学級だけの休み、学年だけの休みは該当しません。

学校が休業日ではない日に、放課後等デイサービスを午前から利用した場合であっても、該当しません。



よくある質問事項(障害児)②

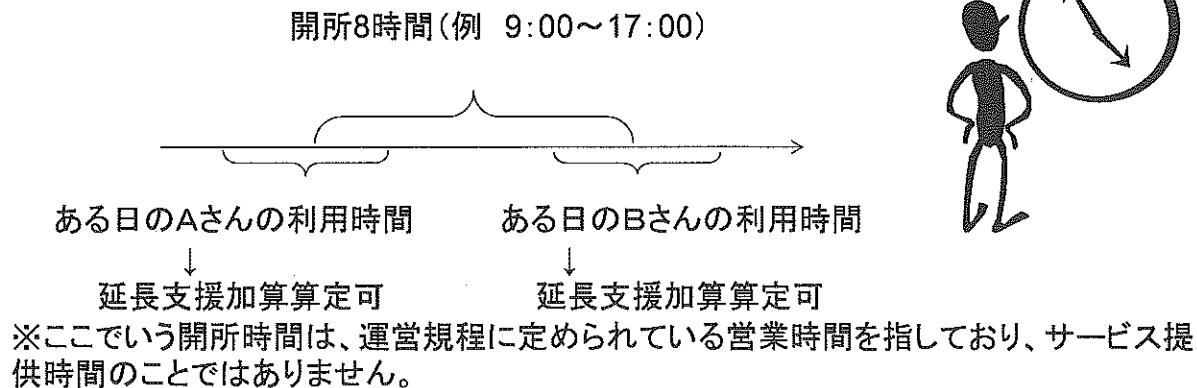
【質問】

延長支援加算はどのような場合に算定できるのか

【回答】

8時間開所している事業所において、8時間の前後に利用者を受け入れた場合に算定できます。事前の届出が必要です。

利用者の利用時間は8時間以上でなくても差し支えありません。



よくある質問事項(障害児)③

【質問】

特別支援加算はどのような場合に算定できるのか

【回答】

指定基準に定める機能訓練担当職員(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員)を配置している事業所で、支援計画を踏まえて、自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練や心理指導に係る特別支援計画を作成して訓練等を行い、加算対象児ごとの訓練記録が作成される場合に、該当する障害児につき1日当たり加算します。

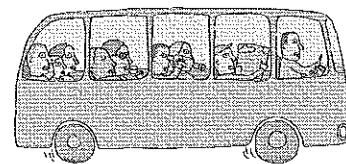
ただし、基本報酬や診療報酬で評価されている場合は算定できません。(児童発達支援の重心児、難聴児 医療型児童発達支援の重心児や肢体不自由児に機能訓練等を行った場合。)

よくある質問事項(障害児)④

家庭連携加算、送迎加算や欠席時対応加算といった実績に応じて算定する加算について。

【留意点】

- ①算定要件を確認した上で請求をしてください。算定要件の理解不足による間違った請求が多発しています。請求できるかどうか迷ったら問合せをしてください。
- ②支援計画や日々の記録の中で、加算算定の根拠(実績)が確認できるような体制を整えてください。
- ③欠席時対応加算については、同日に他の事業所を利用した場合は請求できません。他の事業所を使うために欠席するようなことがないように、利用者とよく調整を行ってください。



よくある質問事項(障害児)⑤

【質問】

児童発達支援・放課後等デイサービスと居宅介護・短期入所を利用している利用者は、どのように上限額管理を行うのか。

【回答】

児童福祉法と総合支援法のサービスそれぞれで上限額管理を行います。
異なる法律間の上限額管理は事業所では行わず、市町村が償還払いをします。
児童発達支援・放課後等デイサービスは、児童福祉法上のサービスなので、
居宅介護、短期入所とは、上限額管理を行いません。

よくある質問事項(障害児)⑥

【質問】

開所時間減算の対象となる「6時間」はどのように判断するのか。

【回答】

運営規程に定める営業時間が6時間未満の場合に減算の対象となります。

運営規程に定める営業時間とは、事業所に直接支援職員を配置し、児童を受け入れる体制を整

えている時間であって、送迎のみを行っている時間は含まれないものであり、営業時間が6時間以上であれば、結果としてすべての児童の利用時間が6時間未満であっても減算の対象とはなりません。

よくある質問事項(障害児)⑦

【質問】

指導員加配加算において、「児童指導員等を配置する場合」の算定要件は何か。

【回答】

指導員加配加算の「児童指導員等を配置する場合」は、

- ①児童指導員等配置加算を算定していること
- ②人員配置基準上必要となる員数に加え、児童指導員、保育士又は指導員が常勤換算による算定で1人以上配置されていること
- ③児童指導員、保育士又は強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が、児童指導員等配置加算の算定に必要となる職員を含め、常勤換算による算定で2人以上となっていること

の全ての要件を満たす場合に算定可能です。

神奈川県において多く見られる警告・エラー①(以降障害者)

<神奈川県において多く見られる警告・エラー①>

【全国システム】

ED01: 基本情報が重複しています

EG13: 該当サービスが支給決定有効期間外の受給者です

PA31: ※定員区分の算定要件を満たしていません

PB07: ※福祉・介護職員待遇改善加算の算定要件を満たしていません

EF16: 处遇改善の加算率を取得できませんでした

EF15: 处遇改善加算のサービス単位数が算定可能単位数を超過

PB21: ※待遇改善加算の加算率が不正です

PB22: ※待遇改善加算のキャリアパスの算定区分が一致しません

PB28: ※福祉専門職員配置等加算の算定要件が一致しません

PA78: 目標工賃達成指導員配置加算の算定要件を満たしていません

PB16: ※地方公共団体、国立施設は送迎加算を算定できません

PB19: ※地方公共団体、国立施設は送迎加算(重度)を算定できません

EE20: 地域区分コードが事業所台帳と一致しません

EF24: 単位数単価が単位数表の単位数単価と一致しません

神奈川県において多く見られる警告・エラー②

(1) ED01: 基本情報が重複しています

【原因】

標準システムに登録された情報に対して、再度請求情報が送信された。

【対応】

標準システムは先に登録した情報が優先されるため、再送信は先の請求情報を取下げてから行う。

重複の条件: 事業所番号、受給者証、提供月が全て同一の場合(=明細書単位)

＜参考＞

かながわシステムは「後から送信した請求が優先」→上書きされる。

神奈川県において多く見られる警告・エラー③

(2) EG13:該当サービスが支給決定有効期間外の受給者です

【原因】

請求明細書の対象受給者の、支給決定期間が終了しているか、受給者台帳と不一致

【対応】

- ①受給者証を確認し、受給者情報、支給決定情報等に相違がないか確認する。
- ②支給決定市区町村に受給者情報等の変更の有無について確認する。

<参考:エラー内容ごとの確認先>

- 受給者証に関する内容 → 支給決定市区町村に問い合わせ
- 事業所情報(加算等)に関する内容 → 指定した県(政令市・中核市)に問い合わせ

神奈川県において多く見られる警告・エラー④

(3) PA31:※定員区分の算定要件を満たしていません

【原因】

日中活動系サービスにおいて、請求情報の定員区分と事業所台帳の定員区分が不一致の場合に発生する。

【対応】

多機能型及び複数のサービス提供単位を有している事業所の場合、基本報酬等は合算した定員区分で算定する。

サービス種類	定員	算定する報酬区分
生活介護	15人	21人以上40人以下
就労継続支援B型	20人	

神奈川県において多く見られる警告・エラー⑤

【例外】

次の加算については、合算定員ではなく各サービスごとの定員で報酬区分を算定します。

- ①生活介護…人員配置体制加算、常勤看護職員等配置加算(新規)
- ②施設入所支援…夜勤職員配置体制加算
- ③就労継続支援A型…重度者支援体制加算
- ④就労継続支援B型…重度者支援体制加算、目標工賃達成指導員配置加算

<参考>多機能型の目標工賃達成指導員配置加算の算定例

サービス種類	定員	算定する報酬区分 (基本)	目標工賃達成指導員配置加算
生活介護	15人	21人以上40人以下	—
就労継続支援B型	20人		20人以下

神奈川県において多く見られる警告・エラー⑥

(4)福祉・介護職員処遇改善加算に係るエラー／警告

PB07:※福祉・介護職員処遇改善加算の算定要件を満たしていません

PB21:※処遇改善加算の加算率が不正です

PB22:※処遇改善加算のキャリアパスの算定区分が一致しません

EF16:処遇改善の加算率を取得できませんでした

EF15:処遇改善加算のサービス単位数が算定可能単位数を超過

【原因】

処遇改善加算に係る請求情報が事業所情報と不整合

(請求コード誤り、加算率誤り、届出なし等)

【対応】

次の事項に留意して請求情報を作成する。

神奈川県において多く見られる警告・エラー⑦

①請求コード誤り

請求コード	名称
226710	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ
226665	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ
226670	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ
226675	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳ

提出した加算区分(キャリアパス区分)に合わせた請求コードで請求情報を作成する。

提出した加算区分(キャリアパス区分)に合わせた請求コードで請求情報を作成する。

②加算率誤り(パターン1) 日中活動系サービスの場合

請求コード	名称	加算率
226710	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	3.1%
226711	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ (指定障害者支援施設が行った場合)	5.0%
226665	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ	1.7%
226666	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳ (指定障害者支援施設が行った場合)	2.8%

神奈川県において多く見られる警告・エラー⑧

③加算率誤り(パターン2) 短期入所の場合

請求コード	名称	加算率
246710	短期処遇改善加算Ⅰ (施設入所・療養介護の併設・空床型)	5.0%
246715	短期処遇改善加算Ⅰ (外部サービス利用型共同生活援助において行う)	12.4%
246716	短期処遇改善加算Ⅰ (宿泊型自立訓練において行う)※	4.1%
246717	短期処遇改善加算Ⅰ (指定共同生活援助(いわゆる「包括型」)において行う)	5.4%
246718	短期処遇改善加算Ⅰ (単独型短期入所)	3.1%

提出した加算区分(キャリアパス区分)に合わせた請求コードで請求情報を作成する。

神奈川県において多く見られる警告・エラー⑨

(5) 福祉専門職員配置等加算に係る警告

PB28:※福祉専門職員配置等加算の算定要件が一致しません

【原因】

体制届に記載した内容の間違いや不備があり、算定できない区分で請求している。

算定の際の次のような間違い

- ・常勤のサービス管理責任者を常勤の従業者としてカウントしている。
- ・常勤兼務の従業者で、1週間に満たないで働いている事業所でも常勤としてカウントしている。
- ・多機能型事業所であるサービス内で合算して計算せずに、それぞれのサービスで計算している。
- ・カウントできない職種の従業者をカウントしている。(特に目標工賃達成指導員)

神奈川県において多く見られる警告・エラー⑩

(6) 目標工賃達成指導員配置加算に係る警告

PA78:目標工賃達成指導員配置加算の算定要件を満たしていません

【原因】

体制届に記載した内容の間違いや不備があり、算定できない区分で請求している。

算定の際の次のような間違い

- ・目標工賃達成指導員の配置が、常勤換算で1.0を満たしていない。
- ・目標工賃達成指導員を通常の常勤換算に含められないことを知らずに配置して、職業指導員と生活支援員の常勤換算数が指定基準を満たさない形になっている。(この場合、目標工賃達成指導員を配置してはいけません)

神奈川県において多く見られる警告・エラー⑪

(7)送迎加算に係る警告

PB16:※地方公共団体、国立施設は送迎加算を算定できません

PB19:※地方公共団体、国立施設は送迎加算(重度)を算定できません

【原因】

指定管理施設の場合に、全国標準システムの使用で発生するエラー

(体制届を届け出て、算定できるとされている場合は、この警告は問題ありません)

※指定管理施設は、システム上、法人等種別コードを「地方公共団体(都道府県・市町村)」や「国立施設」と設定する必要があるため、警告がでる。

神奈川県において多く見られる警告・エラー⑫

(8)地域区分及び単位数単価に係る警告／エラー

EE20:地域区分コードが事業所台帳と一致しません

EF24:単位数単価が単位数表の単位数単価と一致しません

【原因】

○地域区分が事業所台帳と不整合

○単位数単価(1単位あたりの単価(円))が誤っているため、請求金額が不正

【対応】

地域区分を正しく設定する。

→地域区分が誤っていると、関連する単位数単価も誤りとなる。

提出した加算区分(キャリアパス区分)に合わせた請求コードで請求情報を作成する。

神奈川県において多く見られる警告・エラー⑬

＜参考：地域区分と単位数単価＞

- 障害福祉サービス等の地域区分については、平成24年4月の報酬改定から、毎年度段階的に変更が行われ、平成27年度に級地区分が従来の5区分から7区分に変更された。
- 障害者に係る地域区分は、前回改定で行った見直しが平成27年4月に完全施行されることを踏まえ、今回はさらなる見直しは行われない。

※平成27年度の地域区分や単位数単価については、障害福祉情報サービスかながわにて確認できます。

障害福祉情報サービスかながわトップページ→書式ライブラリ→「級地区分」で検索

神奈川県において多く見られる警告・エラー⑭

＜神奈川県において多く見られる警告・エラー②＞

【かながわシステム】

9560:標準システムの基本サービス請求が存在しません。

9562:標準システムへ同一の障害程度区分が存在しません。

＜参考＞

かながわシステムはExcel及びInternet explorer の環境に依存しているため、機種を入れ換えた際等に表示、動作に変更点が生じる可能性がある。

(例)

Internet explorer 7 以降では作成した請求情報をかながわシステムに登録しようと、「ファイルが存在しません」というメッセージが出る。

インターネットオプション→セキュリティ→信頼済みサイトにかながわシステムのアドレスを追加登録することで解消する。

神奈川県において多く見られる警告・エラー⑯

<かながわシステムの請求エラー①>

9560:標準システムの基本サービス請求が存在しません。

【原因】

かながわシステムで事業区分3(県市町村単独加算)を請求した際に、標準システムへの請求がない、あるいは標準システム側の請求がエラーとなっている。(加算なので、本体請求(渡り先)がエラーであれば、伴ってエラーとなる)。

【対応】

標準システムへの請求を確認する。標準システムの請求がエラーになった場合は、翌月に標準システム、かながわシステムとも再請求を行う。

標準システムに請求する内容がない場合は、当該県システムへの請求は受け付けられない場合があるので、個別に県及び支給決定市町村に連絡し、対応方法を協議する。

神奈川県において多く見られる警告・エラー⑯

<かながわシステムの請求エラー②>

9562:標準システムへ同一の障害程度区分が存在しません。

【原因】

「標準システム」と「かながわシステム」の請求コードについて、障害支援区分が異なる。

(例)

標準システム 331141(共同生活援助区分4 4:1)

かながわシステム 337063(H27年度県単GH加算区分3 六級地 4:1)

【対応】

かながわシステムの請求コードを確認する。

○支給決定市町村に問い合わせる。

○かながわシステムの「基準額照会」メニューから検索する。

請求の警告・エラーに係るお問い合わせについて

<請求事務に係る県からのお願い事項>

請求に係る問い合わせは、

事業所番号、サービス種類、請求年月、提供年月、システム名称(標準 or かながわ)

エラーコード、エラー内容、処理年月日、エラー項目値

を確認の上、ご連絡ください。円滑に情報を共有することができます。

エラー／警告の別	エラーコード	エラー内容	エラー項目値	
			明細書識別	明細書識別
エラー	PA77	受付:重度者支援体制加算の算定要件を満たしていません	465816	J12
エラー	PA77	受付:重度者支援体制加算の算定要件を満たしていません	465816	J12
エラー	PA77	受付:重度者支援体制加算の算定要件を満たしていません	465816	J12
エラー	PA77	受付:重度者支援体制加算の算定要件を満たしていません	465816	J12
エラー	EF15	受付:処遇改善加算のサービス単位数が算定可能単位数を超過	246665	J12
警告	PB07	※受付:福祉・介護職員処遇改善加算の算定要件を満たしていません	246665	J12
エラー	EF15	受付:処遇改善加算のサービス単位数が算定可能単位数を超過	246665	J12
警告	PB07	※受付:福祉・介護職員処遇改善加算の算定要件を満たしていません	246665	J12
警告	PB05	※受付:送迎加算(重度)の算定要件を満たしていません	226591	J12
警告	PB05	※受付:送迎加算(重度)の算定要件を満たしていません	226591	J12
警告	PB05	※受付:送迎加算(重度)の算定要件を満たしていません	226591	J12

※お問い合わせ先 事業所台帳系→各指定権者(県・指定都市・中核市)

受給者台帳系→各市町村

サービスコード表とかながわシステム操作マニュアル

○サービスコード表

「介護給付費等単位数サービスコード(平成27年4月施行版)」

(厚生労働省のホームページからダウンロードできます。)

※前スライドにある、 エラー項目値 = サービスコード

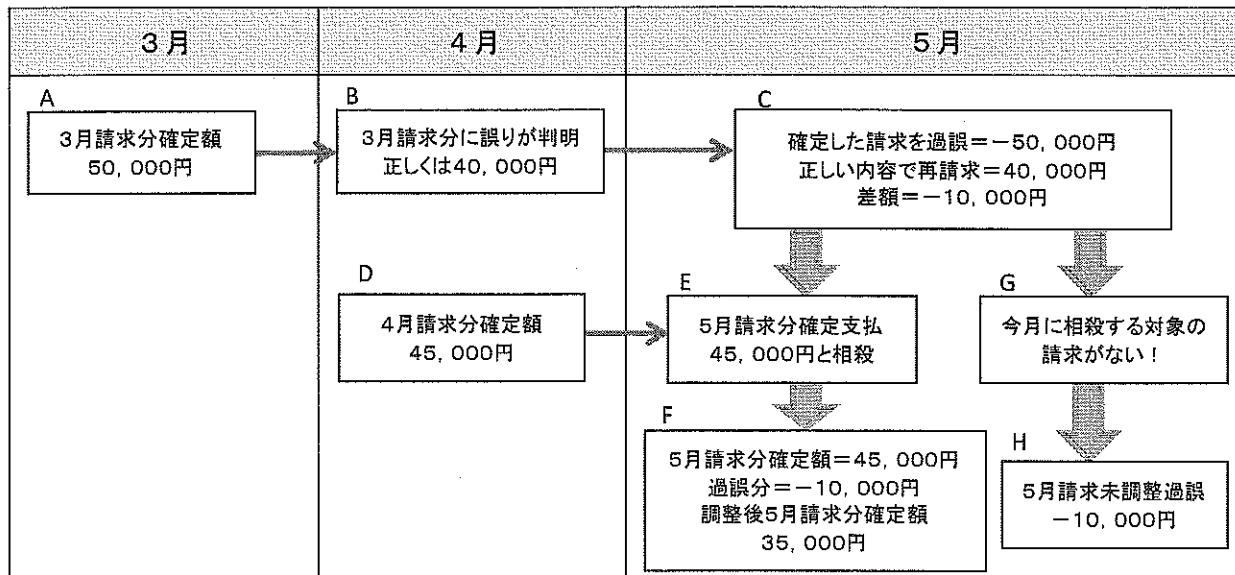
○「かながわ障害者総合支援給付等支払システム」操作マニュアル

(かながわシステムの掲示板よりダウンロードできます。)

過誤再請求に係る留意事項について

<過誤再請求に係る留意事項>

過誤再請求を申し立てる場合には、未調整過誤を生じさせないよう、計画的に請求事務を行ってください。未調整過誤は現金納付となり、市町村が債権管理者となります。



福祉・介護職員処遇改善実績報告書について

- 平成27年7月上旬に障害福祉情報サービスかながわにてご連絡する予定です。
- 提出期限は平成27年7月末となる予定です。
- 平成26年度の報告となるため、報告書の様式は基本的には、昨年度のものから変更がない予定です。

介護給付費等の算定について（平成27年度・障害者）

1 届け出の必要な加算をとる場合

（1）体制届の提出

- ・報酬告示において「都道府県知事に届け出る」とされている加算をとる場合は、毎年4月に「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（以下「体制届」）」を提出してください。
- ・体制届の提出がない場合は加算を算定することができなくなります。

（2）体制届で届け出た内容を請求

- ・毎月の請求の際、届け出の必要な加算を請求する場合は、体制届に提出した内容に基づき請求してください。
- ・体制届の提出、請求システムで当該加算の請求をして、初めて加算がとれます。

2 加算内容に変更がある場合

- ・報酬告示に基づき、毎月 15 日までに提出されたものは、翌月 1 日から算定が可能となります。

変更する月の前月の 15 日までに提出してください。

例) 6月 15 日までに提出 → 7月 1 日からの適用 → 8月から請求

- ・加算が算定されなくなる状況が生じた場合は、その日から適用されます。速やかに体制届を提出してください。

3 加算に関して問い合わせの多い内容について

●福祉専門職員配置等加算（訪問系・短期入所・施設入所支援以外のサービス）

Q 常勤職員とはどういう職員ですか？他事業所との兼務の常勤はカウントしてよいですか？多機能型の場合は？

A 「常勤で配置されている従業員」とは、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者のことです。雇用の形態ではないことに留意してください。

※ただし、育児休業、介護休業等又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第 23 条第 1 項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の労働者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことが可能となりました。

・他の事業所と兼務している常勤職員は、時間数を按分した結果、2分の1以上勤務している方の事業所でのみ算定します。

（2分の1ずつ2事業所で兼務している場合は、どちらか一方の事業所でのみ算定可。）

・3つ以上の事業所を兼務している常勤職員は、どの事業所でも常勤として算定できません。

・多機能型事業所の場合は職員を合算して計算します。

●送迎加算Ⅰ・送迎加算Ⅱ・重度送迎加算（生活介護）

Q 送迎加算Ⅰと送迎加算Ⅱ及び重度送迎加算は誰につく加算ですか？

A 送迎加算Ⅰと送迎加算Ⅱは送迎した利用者全員に片道につき所定単位がつきます。

（27単位）

重度送迎加算も算定できる場合、区分5、区分6、それに準ずる利用者だけでなく、送迎したすべての利用者さんにさらに加算がつきます。（さらに14単位）

●重度障害者支援加算（短期入所）

Q 算定要件に強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者等による支援とあります
が、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の経過措置は設けられていますか？

A 経過措置は設けられていないため、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者等を事業所に配置することが必要となります。

●就労支援関係研修修了加算（就労移行支援）

Q どういう事業所が算定できますか？

A 就労移行支援体制加算の対象となる指定就労移行支援事業者等に限ります。
(就労移行支援体制加算をとれない事業所が届け出たり請求したりすることができます。)

※指定就労移行支援事業者等

指定就労移行支援、指定障害者支援施設が行う就労移行支援に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う就労移行支援

●目標工賃達成加算（就労継続支援B型）

Q 事業開始年度から、目標工賃達成加算は算定できますか？

A 目標工賃達成加算に新たに追加された要件として、「前年度の工賃実績が前々年度の工賃実績を超えていること」とされているため、過去2年度の工賃実績がない事業所においては当該加算を算定できません。（事業開始年度の翌々年度からないと当該加算は算定できません。）

●目標工賃達成指導員配置加算（就労継続支援B型）

Q 今年度より、目標工賃達成指導員常勤換算方法で1人以上配置との要件が追加されました
が、常勤専従の目標工賃達成指導員を1人配置する必要がありますか？

A 常勤換算方法で1人以上となっているため、常勤専従の目標工賃達成指導員を必ず配置する必要はありません。

※ 目標工賃達成指導員は生活支援員や職業指導員と兼務することはできません。また、
指定基準や基本サービス費の算定にかかる常勤換算に含めることもできません。

●重度障害者支援加算（共同生活援助）

Q 重度障害者支援加算は指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者が1名以上いる住居につくのでしょうか？

A 重度障害者支援加算は住居単位でなく事業所単位で考えます。今年度より事業所（GH）全体での指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者が1名以上（以前は2人以上でした）いれば、その事業所を利用している重度障害者の利用者についてのみ所定単位数

が加算されます。

※重度障害者包括支援の対象になる利用者

区分6に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障があるものであって、次の①、②のいずれかに該当する者

- ① 人工呼吸器による呼吸管理を行っている者又は最重度の知的障害のある者。
- ② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（厚生労働大臣が定める基準：平成18年543号告示）で算出した点数が10点以上の者。
(障害程度区分の認定調査によるものは同項目で8点以上の者)
(ただし、第18条の2対象者（個人単位で居宅介護、重度訪問介護、行動援護を利用している者）は除く。)

※ 強度行動障害支援者養成研修の受講が必要となります。（経過措置あり）

※ 生活支援員を加配する必要があります。

●夜間支援等体制加算（共同生活援助）

Q 夜間支援等体制加算（I）又は（II）と同時に、夜間支援等体制加算（III）は算定できますか。

A 平成27年度から日単位で夜間支援等体制加算（I）（II）（III）のいずれかを算定することが可能となりました（共同生活住居ごとに同一日に算定できるのは一つのみ）。

Q 共同生活住居に住み込みの従業者がいる場合、夜間支援等体制加算（II）を算定できますか。

A 住み込みの従業者がいることをもって夜間支援等体制加算（II）を算定することはできません。なお、夜間及び深夜の時間帯において、当該従業者が宿直勤務を行っている場合には算定が可能です。

Q 夜間支援等体制加算について、利用者が毎間に実家に帰省し、夜間不在の場合も算定できますか。

A 夜間及び深夜の時間帯において、利用者の不在により、夜間及び深夜の時間帯における支援が実施されていない場合には、夜間支援等体制加算は算定できません。

●日中支援加算（日中支援加算（II））（共同生活援助）

Q 算定対象となる日中活動場所の範囲は？

A 従来の生活介護、自立訓練等の日中活動に加え、今年度より介護保険サービスの（介護予防）通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、精神科医療の精神科デイ・ケア、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ナイト・ケアについても算定の対象となりました。

●重度障害者支援加算Ⅱ（施設入所支援）

Q 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者（予定者）1名につき強度行動障害を有する利用者5名まで算定できるとなっているが、例えば強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者（予定者）が2名勤務をしていれば、強度行動障害を有する利用

者 10 名まで当該加算を算定することはできますか。

A 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者（予定者）が通常の勤務に入っているだけでは当該加算の算定はできません。強度行動障害を有する利用者に対し個別に支援を行う必要があります。

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者（予定者）が2名勤務をしている場合であれば、2名共に4時間程度、強度行動障害を有する利用者に対し個別に支援を行うことで 10 名まで算定が可能となります。

4 加算に関する説明のある資料

(1) 指定障害福祉サービス

ア 報酬告示

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示523号）

注 平成27年3月27日厚生労働省告示153号改正現在

イ 留意事項通知

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発1031001号）

注 平成27年3月31日障発0331第21号改正現在

(2) 指定地域相談支援

ア 報酬告示

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示124号）

注 平成27年3月27日厚生労働省告示170号改正現在

イ 留意事項通知

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発1031001号）

注 平成27年3月31日障発0331第21号改正現在

●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表の記載例

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

事業所名	かながわA
サービス種類	生活介護

職種	勤務形態	氏名	第1週				第2週				第3週				第4週				4週の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数	加算等に係る資格(実務経験) ・兼務先											
			日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		
			曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		
			隔週日	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O				
管理者	常勤・兼務	a	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	60	15.0	かながわB(就労継続支援B)
サービス管理責任者	常勤・兼務	b	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	100	25.0	かながわB(就労継続支援B)
生活支援員	常勤・専従	c	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	160	40.0	社会福祉士(5年)
生活支援員	常勤・専従	d	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	160	40.0	4年
生活支援員	常勤・専従	e	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	160	40.0	3年
生活支援員	常勤・兼務	f	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	88	22.0	かながわB(就労継続支援B)
生活支援員	非常勤・専従	g	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	106	26.5	
生活支援員	非常勤・兼務	h	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	52	13.0	かながわB(就労継続支援B)	
理学療法士	常勤・専従	i	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	160	40.0		
作業療法士	非常勤・専従	j	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	60	15.0		
運転士	非常勤・専従	k																										0	0.0				
事務員	非常勤・専従	l																										0	0.0				
看護師	非常勤・専従	m	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	60	15.0			
栄養士	非常勤・兼務	n																									0	0.0					
																											0	0.0					
																											0	0.0					
合計																												1006	251.5	6.2			
当該事業所・施設において常勤職員が1週間に勤務すべき時間数																														40			

注1 本表はサービスの種類ごとに作成してください。

注2 「職種」欄は、直接サービス提供職員に係る職種を記載し、「勤務形態」欄は、①常勤・専従、②常勤・兼務、③非常勤・専従、④非常勤・兼務のいずれかを記入するとともに、加算等に係る職員の加配を区分した上、それぞれ1日あたりの勤務時間を記入してください。

注3 算出に当たっては、小数点以下第2位を切り捨ててください。

注4 サービス提供単位(又は共同生活住居)ごとに行われるサービス種類の場合は、サービスの種類ごとに作成したものの他に、各単位(又は共同生活住居)に該当事項がある場合は、必ず記入する必要があります。

※従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表の中の加算等に係る資格(実務経験)・兼務先の欄に該当事項がある場合は、必ず記入する必要があります。